

学校選択制の概要

14. 選択に際しての留意事項

- 学校選択制で学校を選択できるのは、小・中学校へ入学する際の1回のみです。

重要

- 通学区域以外の小学校を希望し、指定校となっても、その校区の中学校に進めるものではありません。中学校進学の際、再度学校を選択し、本制度に従っていただく必要があります。

- 東成区外へ転出された場合は、選択の希望、当選、補欠登録は無効となります。
- 令和3年10月29日(金)の「希望調査票」提出期限後に転入及び転居のお届けをされた場合は、選択範囲の学校のうち、受入に余裕のある学校から選択可能です。ただし、通学区域内の児童・生徒だけで教室不足になる可能性があり、受入ができない学校や希望調査の結果、抽選を実施する学校は選択できません。
- 「希望調査票」を提出後、学校選択希望校の変更受付期間最終日(令和3年11月17日(水))までに転居のお届けをされた場合は、再度「希望調査票」を提出していただきます。提出がない場合は転居先の住所地の通学区域の学校が指定校となります。
- 架空の住民票の異動など虚偽の申請や申請の理由が消失した場合は、住所地の通学区域の学校へ通学していただくこととなりますのでご注意ください。
- 18ページから47ページまでに各小・中学校紹介として各学校の概要を掲載しております。各学校の詳細については、各学校のホームページもご覧ください。(18ページ以降にQRコードを掲載しています。)

重要

- 通学については原則徒歩で、**自転車通学は禁止**です。校区外からの通学の安全については保護者として責任を持っていただく必要があります。通学経路や通学時間等を考慮し、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。
- 教員の人事異動等により部活動の内容変更や部活動の継続が困難になることがありますので、ご本人を含めご家族でよく相談し、慎重に学校を選択してください。
- 学校公開や学校説明会で学校を訪問される際は、本冊子「学校案内」を必ずご持参ください。各学校において、本冊子「学校案内」は配付しておりません。

ご注意 学校選択制で通学区域外の小学校を選択された皆様へ

中学校進学時、再度学校を選択していただく必要がありますので「希望調査票」を必ずご提出ください。

※ 選択されなかった場合はお住まいの通学区域の中学校への進学となります。